

令和
9年度

金沢市の小学校に入学されるお子さんの保護者様へ

金沢市の就学援助制度

金沢市では、お子様の小・中学校就学に関して、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

申請期間 令和8年10月1日(木)～令和9年1月29日(金)

① 新入学学用品費の援助について

就学援助制度のうち、新入学学用品費のみ、入学前に受給することができます。

詳細は中面へ



申請は、10月1日(木)から教育委員会で受け付けます。

申請期間 ご入学後

② ① 以外の学用品費や 給食費等の援助について

詳細は裏面へ



① ② それぞれ申請が必要です。

金沢市教育委員会

1 就学援助 新入学学用品費の入学前支給のご案内

金沢市では、令和9年度に小学校に入学されるお子様の保護者の方で、経済的な理由でお困りの方に、入学準備に必要な費用の一部を援助します。

1. 援助の内容

支給額 64,300円
支給日 令和9年3月下旬(予定)
支給方法 金沢市から申請者(保護者)の口座に振り込み



2. 援助の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。(※1)

(1) 金沢市内に住所を有する児童の保護者(※2.※3)

または令和9年2月1日までに金沢市内に転入予定の児童の保護者

(2) 金沢市内の小学校(特別支援学校は除く)に入学予定の児童の保護者

(3) 金沢市の就学援助の認定基準に該当する方

①所得額による認定

令和7年(2025年)中の所得額(世帯全員の合計所得額)が教育委員会の定める基準以下の方

基準額の目安

※世帯員の年齢によって多少異なります。

※申請受理後、教育委員会で所得を調査し、審査します。

世帯構成	3人世帯 (父、母、就学予定児童)	4人世帯 (父、母、小学生、就学予定児童)	5人世帯 (父、母、小学生2人、就学予定児童1人)	6人世帯 (父、母、小学生、就学予定児童、祖父、祖母)
所得額	246万円程度以下	303万円程度以下	368万円程度以下	413万円程度以下

就学予定児童とは、翌年度の初めから小学校に就学する者をいいます。

(参考) 給与と所得者の上記所得額は、「給与等の収入金額の合計額」にすると下記ようになります。

給与等の収入 金額の合計額	363万円程度以下	434万円程度以下	515万円程度以下	571万円程度以下
------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

②その他 上記所得額での認定以外であっても、次のいずれかに該当する方

該当理由	必要添付書類(写し可)
前年度または今年度に 1. 生活保護を停止または廃止された方	—
2. 市民税を減免された方	市民税・県民税 税額変更通知書
3. 個人事業税を減免された方	個人事業税減免決定通知書
4. 固定資産税を減免された方	固定資産税賦課決定通知書
5. 国民年金保険料を免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書
6. 国民健康保険料を減免された方	国民健康保険料更正・決定通知書
7. 生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書
申請時現在 8. 児童扶養手当を受給されている方	(金沢市外で受給されている場合のみ) 児童扶養手当証書
9. 職業安定所(ハローワーク)登録の 日雇労働者	雇用保険被保険者手帳の公共職業安定所長印が 押印されているページ

(4) 生活保護及び他の市区町村の制度で、同様の支給を受けていない方

(※1) 申請時に援助の対象となる条件に該当していても、その後、条件に該当しなくなった場合、支給されません。

(※2) 申請後に金沢市外へ転出することが決まった場合は、教育委員会まで至急ご連絡ください。

なお、金沢市外へ転出予定の方は、転出先市区町村の教育委員会へお問い合わせください。

(※3) 支給を受けた後に、金沢市外へ転出した場合、転出先市区町村の教育委員会へ本市で新入学学用品費の入学前支給を行った旨を通知しますので、ご了承ください。

3. 申請手続きから支給までの流れ

援助を希望される方は下記のとおり申請してください。

提出書類 「新入学学用品費入学前支給申請書」

添付書類 (1)申請者の個人番号確認書類(個人番号カード(裏面)等)の写し

(2)申請者の本人確認書類(運転免許証等)の写し

(3)振込先口座預金通帳の写し

(4)その他、申請事由毎に必要な書類

兄弟の就学援助をすでに申請している方は、添付書類(1)～(4)は不要。

振込口座 口座名義人は、申請者(保護者)本人の個人名義の普通預金口座をご記入ください。

申請期間 **令和8年10月1日(木)～令和9年1月29日(金)** 締め切り厳守 消印有効

提出方法 下記提出先まで持参または郵送

提出先 〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号 金沢市役所第二本庁舎1階

金沢市教育委員会教育総務課

(※学校ではご提出できませんのでご注意ください。)

令和8年10月1日(木)
～令和9年1月29日(金)

申請書を教育委員会まで提出

3月上旬

審査の結果を申請者あてに通知

3月下旬(予定)

新入学学用品費を
申請者の口座に振り込み

・入学後の就学援助の支給に関する事務処理等のため、認定をした場合は、入学先の学校長へ通知します。

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)および金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、就学援助の認定に関する事務にマイナンバーを利用します。

! 必ずお読みください

4. 入学後の就学援助の支給について

- **今回の新入学学用品費の申請をした場合でも、入学後の就学援助制度(学用品費・給食費等)を希望する場合は、入学後に別途申請していただく必要があります。**(詳しくは②を参照)
- 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、入学後の就学援助制度の「新入学学用品費」は対象となりません。
- 今回の新入学学用品費の支給を受けられなかった場合でも、入学後の就学援助制度で認定された場合は、「新入学学用品費」として入学後8月に同様の費用を支給します。

お問い合わせ・申請書提出先

金沢市教育委員会教育総務課 〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号 金沢市役所第二本庁舎1階

TEL(076)220-2477 FAX(076)260-7195

E-mail kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp

申請書は金沢市ホームページからもダウンロードできます。

金沢市 入学前支給

検索

② 入学後の就学援助制度について



金沢市では、お子様の小・中学校就学に関して、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

1. 援助の内容(令和8年度の場合) ※内容が変更となる場合があります。

援 助 項 目	内 容
学用品費等	定額(令和8年度 小学1年生 年額13,230円)
校外活動費 ※1	宿泊を伴う校外活動に参加した場合の交通費、見学科等
体育実技用具費 ※1	スキーレンタル料(小学4～6年生、中学1～3年生対象) 柔・剣道用具購入費(中学1年生対象 授業実施校に限る)
修学旅行費 ※1	中学校で修学旅行に参加した場合の交通費、宿泊費、見学科等
学校給食費 ※2	保護者が負担する給食費実費相当分(小学生は除く)
医療費 ※2、3	学校病(う歯、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、寄生虫病、白せん、疥せん、膿痂疹、トラコーマ、結膜炎)の医療費
新入学学用品費	定額(令和8年度 小学1年生 64,300円) ただし、①によって入学前に支給を受けた場合は対象外。

※1 校外活動費・体育実技用具費・修学旅行費は、援助額に上限があります。

※2 国・県・私立の学校は、学校給食費・医療費は対象外となります。

※3 医療費は、治療開始前に必ず学校へ申し出る必要があります。

2. 援助の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方

- (1)金沢市内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者
- (2)金沢市の就学援助の認定基準に該当する方

※金沢市の就学援助の認定基準は1ページ目の2(3)に記載しています。
ただし、所得額による認定は、令和8年中の所得額で審査します。



3. 申請方法

毎年4月に、学校から「就学援助制度のお知らせ」と申請書を配布します。

「就学援助制度のお知らせ」に記載された期日までに、申請してください。毎年度申請が必要です。

お問い合わせ先

金沢市教育委員会教育総務課

TEL(076)220-2477 FAX(076)260-7195

E-mail kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号 金沢市役所第二本庁舎1階

ホームページ



いいね金沢 就学援助

検索